

改正長期優良住宅法施行規則、改正住宅品確法施行規則
及び関係告示

【参照条文】

○国土交通省令第六十一号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第七項まで及び第八項第七号、第六条第一項第二号及び第七号イ並びに第八項、第七条（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項並びに第十一条第一項並びに住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第一項及び第三項の規定に基づき、並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律を実施するため、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一

部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(長期優良住宅建築等計画等の認定の申請)

第二条 法第五条第一項から第七項までの規定による認定の申請をしようとする者は、同条第一項から第三項までの規定による認定の申請にあつては第一号様式の、同条第四項又は第五項の規定による認定の申請にあつては第一号の二様式の、同条第六項又は第七項の規定による認定の申請にあつては第一号の三様式の申請書の正本及び副本に、同条第一項から第五項までの規定による認定の申請にあつては次の表一に、同条第六項又は第七項の規定による認定の申請にあつては次の表一及び表二に掲げる図書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第五項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて、法第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請をする場合には次の表三に、同条第六項又は第七項の規定による認定の申請をする場合には次の表二及び表三に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書（第九条、第十六条第一項第九号並びに第十八条第二項及び第三項を除き、以下「添付図書」と総称する。）を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。ただし、これらの申請に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（第五条において「長期優良住宅建築等計画等」という。）に依りて、その必要がないときは、これらの表に掲げる図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。

一 (略)

図書の種類

明示すべき事項

工事履歴書

新築、増築又は改築の時期及び増築又は改

改 正 前

(長期優良住宅建築等計画の認定の申請)

第二条 法第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請をしようとする者は、同条第一項から第三項までの規定による認定の申請にあつては第一号様式の、同条第四項又は第五項の規定による認定の申請にあつては第一号の二様式の申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表一に掲げる図書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第五項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて法第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請をする場合には、次の表二に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書（第九条、第十六条第一項第九号並びに第十八条第二項及び第三項を除き、以下「添付図書」と総称する。）を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。ただし、これらの申請に係る長期優良住宅建築等計画に依りて、その必要がないときは、これらの表に掲げる図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。

一 (略)

(新設)

三 (略)

2 前項の表一、表二又は表三の各項に掲げる図書に明示すべき事項を添付図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表一、表二又は表三に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

4 法第五条第五項又は第七項の規定による認定の申請をしようとする者のうち、法第六条第八項の規定の適用を受けようとする者は、第一項の申請書の正本及び副本並びに添付図書にマンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の六に規定する通知書及びマンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の二において「マンシヨン管理適正化法」という。）第五条の八に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添えて、所管行政庁に提出するものとする。

（長期優良住宅建築等計画の記載事項）

第三条 法第五条第八項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 長期優良住宅建築等計画にあっては、住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

二・三 (略)

（規模の基準）

二 (略)

2 前二項の表一又は表二の各項に掲げる図書に明示すべき事項を添付図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべきすべての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表一又は表二に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

（新設）

（長期優良住宅建築等計画の記載事項）

第三条 法第五条第六項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

二・三 (略)

（規模の基準）

第四条 法第六条第一項第二号の国土交通省令で定める規模は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積とする。ただし、住戸の少なくとも一の階の床面積（階段部分の面積を除く。）が四十平方メートルであるものとする。

- 一 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。次号において同じ。） 床面積の合計が七十五平方メートル（地域の実情を勘案して所管行政庁が五十五平方メートルを下回らない範囲内で別に面積を定める場合には、その面積）
- 二 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。） 一戸の床面積の合計（共用部分の床面積を除く。）が四十平方メートル（地域の実情を勘案して所管行政庁が四十平方メートルを下回らない範囲内で別に面積を定める場合には、その面積）

（維持保全の方法の基準）

第五条 法第六条第一項第五号イ及び第七号イの国土交通省令で定める基準は、法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容及び内容が長期優良住宅建築等計画等に定められていることとする。

（維持保全に関する基準）

第五条の二 法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容及び内容がマンション管理適正化法第五条の八に規定する認定管理計画に定められていることとする。

（法第八条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第七条 法第八条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 長期優良住宅建築等計画にあっては、住宅の建築に関する工事の

第四条 法第六条第一項第二号の国土交通省令で定める規模は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積とする。ただし、住戸の少なくとも一の階の床面積（階段部分の面積を除く。）が四十平方メートル以上であるものとする。

- 一 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） 床面積の合計が七十五平方メートル（地域の実情を勘案して所管行政庁が五十五平方メートルを下回らない範囲内で別に面積を定める場合には、その面積）
- 二 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。） 一戸の床面積の合計（共用部分の床面積を除く。）が五十五平方メートル（地域の実情を勘案して所管行政庁が四十平方メートルを下回らない範囲内で別に面積を定める場合には、その面積）

（維持保全の方法の基準）

第五条 法第六条第一項第五号イの国土交通省令で定める基準は、法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容及び内容が長期優良住宅建築等計画に定められていることとする。

（新設）

（法第八条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第七条 法第八条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅の建築に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の六月

着手予定時期又は完了予定時期の六月以内の変更

二・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、住宅の品質又は性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る長期優良住宅建築等計画が法第六条第一項各号から第六号まで及び第八号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更（法第六条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

五 住宅の品質又は性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る長期優良住宅維持保全計画が法第六条第一項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更

（法第八条第一項の規定による認定長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請）

第八条 (略)

（記録の作成及び保存）

第十六条 法第十一条第一項の認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録は、次に掲げる事項を記載した図書とする。

一 法第五条第八項各号に掲げる事項

二 十 (略)

2 (略)

第一号様式（第二条関係）（日本産業規格A列4番）

(略)

(第二面)

長期優良住宅建築等計画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する

以内の変更

二・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、住宅の品質又は性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る長期優良住宅建築等計画が法第六条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更（法第六条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

(新設)

（法第八条第一項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請）

第八条 (略)

（記録の作成及び保存）

第十六条 法第十一条第一項の認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況に関する記録は、次に掲げる事項を記載した図書とする。

一 法第五条第六項各号に掲げる事項

二 十 (略)

2 (略)

第一号様式（第二条関係）（日本産業規格A列4番）

(略)

(第二面)

長期優良住宅建築等計画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する

事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】～【8. 構造】 (略)
【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】
【10. 確認の特例】・【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】 (略)

(注意)

1. (略)
2. 【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】の欄について、【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄で「無」に「✓」マークを入れた場合においては、設計内容説明書を提出してください。
3. ～5. (略)

(略)

(第四面：法第5条第1項又は第2項の規定に基づく申請の場合)

2. ・3. (略)
 4. 住宅の建築の実施時期 (略)
- (注意)
1. (略)
 2. 3②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積立予定額を記載してください。
 3. ・4. (略)
- (略)

事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】～【8. 構造】 (略)
【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】 別添 設計内容説明書による
【10. 確認の特例】・【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】 (略)

(注意)

1. (略)
- (新設)

2. ～4. (略)

(略)

(第四面：法第5条第1項又は第2項の規定に基づく申請の場合)

2. ・3. (略)
 4. 住宅の建築の実施時期 (略)
- (注意)
1. (略)
 2. 3②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積み立て予定額を記載してください。
 3. ・4. (略)
- (略)

第一号の二様式（第二条関係）（日本産業規格A列4番）

（略）

（第二面）

長期優良住宅建築等計画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】～【8. 構造】（略）

【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】

【10. 確認の特例】（略）

【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第7条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 無 有

【12. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画の有無】 無 有

（注意）

1. （略）

2. 【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】の欄について

第一号の二様式（第二条関係）（日本産業規格A列4番）

（略）

（第二面）

長期優良住宅建築等計画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】～【8. 構造】（略）

【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】 別添設計内容説明書による

【10. 確認の特例】（略）

【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第7条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 無 有

（注意）

1. （略）

（新設）

て、【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の有無】の欄で「無」に「✓」マークを入れた場合においては、設計内容説明書を提出してください。

3. 4. (略)

5. 【12. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の6に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の8に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合には「有」に、添付しないので申請する場合には「無」に「✓」マークを入れてください。

6. (略)

(略)

(第四面：法第5条第5項の規定に基づく申請の場合)

2. 3. (略)

4. 住宅の建築の実施時期

(略)

(注意)

1. (略)
2. 3 ②欄には、一棟の住宅の修繕に要する費用の年間積立予定額を記載してください。
3. (略)

2. 3. (略)
(新設)

4. (略)

(略)

(第四面：法第5条第5項の規定に基づく申請の場合)

2. 3. (略)

4. 住宅の建築の実施時期

(略)

(注意)

1. (略)
2. 3 ②欄には、一棟の住宅の修繕に要する費用の年間積み立て予定額を記載してください。
3. (略)

第一号の様式 (第二条関係) (日本産業規格A列4番)

(新設)

(第一面)
認定申請書
(既存)

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条(第6項)の規定に基づき、長期優良住宅維持保全

計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄		認定番号欄		決裁欄	
年	月	日	年	月	日
第	号	第	号		
係員氏名			係員氏名		

(注意)

- この様式において、「既存」とは、本申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。また、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
- 申請者(法第5条第6項に基づき申請にあつては、住宅(区分所有住宅を除く。)の所有者等、同条第7項に基づき申請にあつては区分所有住宅の管理者等)が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 共同住宅等に係る申請にあつては、第三面を申請に係る住戸(認定を求める住戸)ごとに作成してください。

(第二面)

長期優良住宅維持保全計画

1. 維持保全をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】				
【2. 敷地面積】	m ²			
【3. 建築面積】	m ²			
【4. 床面積の合計】	m ²			
【5. 建て方】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅等		
【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】	階	m ²	階	m ²
【共同住宅等の場合：住戸の数】	建築物全体	戸	戸	戸
	認定申請対象住戸			
【6. 建築物の高さ等】				
【最高の高さ】				
【最高の軒の高さ】				
【階数】 (地上)	階	(地下)	階	
【7. 構造】	造	一部	造	
【8. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】				
【9. 新築又は増築・改築の時期】				
【新築の時期】	年	月	日	
【増築・改築の時期】	年	月	日	
【10. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】				
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第7条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有		
【11. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画の有無】	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有		

(注意)

- 【5. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。
- 【8. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】の欄について、【10. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄で「無」に「」マークを入れた場合においては、設計内容説明書を提出してください。
- 【10. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付して申請する場合は「有」に、添付しないで申請する場合は「無」に「」マークを入れてください。

4. 【11. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の6に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の8に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合には「無」に「有」マークを入れてください。

（第三面）

【申請に係る建築物の住戸に関する事項】

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 当該住戸への経路】	
【共用階段】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【共用廊下】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【エレベーター】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

（注意）

- この面は、共同住宅等に係る申請の場合に作成してください。
- 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階の床面積を併せて記載してください。
- 【4. 当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「有」マークを入れてください。
- この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

（第四面）

- 認定後の住宅の維持保全の方法及び期間
- 認定後の住宅の維持保全に係る資金計画

（注意）

- 3欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積立予定額を記載してください。また、共同住宅等に係る申請でも、一棟に係る費用を記載してください。
- この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

<p>第二号様式 (第六条関係) (日本産業規格 A列 4 番) (略)</p>	<p>第二号様式 (第六条関係) (日本産業規格 A列 4 番) (略)</p>
<p>(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存) (略)</p>	<p>(新 築 / 増 築・改 築) (略)</p>
<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき申請のあった<u>長期優良住宅建築等計画</u>について、同法第 6 条第 1 項の規定に基づき認定しましたので、同法第 7 条の規定に基づき通知します。</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき申請のあった<u>長期優良住宅建築等計画</u>について、同法第 6 条第 1 項の規定に基づき認定しましたので、同法第 7 条の規定に基づき通知します。</p>
<p>1. ～ 4. (略)</p>	<p>1. ～ 4. (略)</p>
<p>5. <u>共同住宅等に係る申請</u>にあつては、認定対象住戸番号</p>	<p>5. <u>法第 5 条第 4 項又は第 5 項に基づく申請</u>にあつては、認定対象住戸番号</p>
<p>6. <u>法第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定による認定の申請にあつては、工事種別</u></p>	<p>6. <u>工事種別</u></p>
<p>7. 法第 5 条第 6 項又は第 7 項の規定による認定の申請にあつては、<u>新築又は増築・改築の時期</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>8. 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号) 第 6 条の 2 第 5 項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて申請を行った場合においては、同条第 1 項の規定による求めを行った年月日</p>	<p>(新設)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第三号様式 (第八条関係) (日本産業規格 A列 4 番) (略)</p>	<p>第三号様式 (第八条関係) (日本産業規格 A列 4 番) (略)</p>
<p>(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存) (略)</p>	<p>(新 築 / 増 築・改 築) (略)</p>
<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、<u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更の認定を申請します。この申請書及び</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、<u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更の認定を申請します。この申請書及び</p>

び添付図書に記載の事項は、事実には相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日
3. (略)
4. 認定に係る住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
5. 法第5条第1項から第5項までの認定の申請により当初認定を受けた場合は、当初認定時の工事種別
6. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、新築又は当初認定を受ける前にした増築・改築の時期
7. 変更の概要
(略)
(注意)
1. この様式において、「既存」とは、本申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。
2. ・ 3. (略)
4. 5欄は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合も記載してください。

第四号様式（第八条関係）（日本産業規格A列4番）

(略)

(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

添付図書に記載の事項は、事実には相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
3. (略)
(新設)
4. 当初認定時の工事種別
(新設)
5. 変更の概要
(略)
(注意)
(新設)
1. ・ 2. (略)
(新設)

第四号様式（第八条関係）（日本産業規格A列4番）

(略)

(新 築 / 増 築・改 築)

(略)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画の変更について、同条第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第8条第2項において準用する同法第7条の規定に基づき通知します。

1. ・ 2. (略)
 3. 当該変更認定を受ける前の長期優良住宅建築等計画の認定番号
 4. (略)
 5. 認定に係る住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
 6. (略)
 7. 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、当初認定時の工事種別
 8. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、新築又は当初認定を受ける前にした増築・改築の時期
- (略)

第七号様式 (第十四条関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)
(略)

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
3. ～ 6. (略)

(略)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画の変更について、同条第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第8条第2項において準用する同法第7条の規定に基づき通知します。

1. ・ 2. (略)
 3. 当該変更認定を受ける前の長期優良住宅建築等計画の認定番号
 4. (略)
 5. (略)
 6. 当初認定時の工事種別
(新設)
- (略)

第七号様式 (第十四条関係) (日本産業規格 A 列 4 番)

(略)

(新 築 / 増 築・改 築)
(略)

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
3. ～ 6. (略)

(略)

(注意)

1. この様式において、「既存」とは、本申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであること指します。
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 4欄は、法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合に記載してください。また、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合も記載してください。

第八号様式（第十五条関係）（日本産業規格A列4番）

(略)

(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)
(略)

1. . . 2. (略)
3. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
4. . . 5. (略)

(略)

(注意)

申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第八号様式（第十五条関係）（日本産業規格A列4番）

(略)

(新 築 / 増 築・改 築)
(略)

1. . . 2. (略)
3. 長期優良住宅建築等計画の認定番号
4. . . 5. (略)

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。

）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(建設住宅性能評価の申請)

第五条 建設住宅性能評価の申請をしようとする者は、新築住宅に係る申請にあつては別記第七号様式の、既存住宅に係る申請にあつては別記第八号様式の建設住宅性能評価申請書（建設住宅性能評価書が交付された住宅でその建設工事の変更をしようとするものに係る建設住宅性能評価（以下この項において「変更建設住宅性能評価」という。）にあつては第一面を別記第九号様式としたものとする。以下単に「建設住宅性能評価申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、当該住宅に係る設計住宅性能評価書又はその写し（新築住宅について当該住宅に係る設計住宅性能評価を行った登録住宅性能評価機関とは異なる登録住宅性能評価機関に申請しようとする場合に限る。）、建設住宅性能評価のために必要な図書で国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの（変更建設住宅性能評価にあつては、当該変更に係るものに限る。）並びに建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写しを添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。ただし、同法第六条第一項の規定による確認を要しない住宅に係る申請又は既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請にあつては、確認済証の写しの添付を要しない。

255 (略)

第七条の三 法第六条の二第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せて同条第一項の規定による求めをしようとする場合における第三条第一項の規定及び第五条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「を添えて」とあるのは「並びに法第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるものを添えて」と、第五条第一項中「並びに建築基準法第六条第一項又は第六条の二第

(建設住宅性能評価の申請)

第五条 建設住宅性能評価の申請をしようとする者は、新築住宅に係る申請にあつては別記第七号様式の、既存住宅に係る申請にあつては別記第八号様式の建設住宅性能評価申請書（建設住宅性能評価書が交付された住宅でその建設工事の変更をしようとするものに係る建設住宅性能評価（以下この項において「変更建設住宅性能評価」という。）にあつては第一面を別記第九号様式としたものとする。以下単に「建設住宅性能評価申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、当該住宅に係る設計住宅性能評価書又はその写し（新築住宅について当該住宅に係る設計住宅性能評価を行った登録住宅性能評価機関とは異なる登録住宅性能評価機関に申請しようとする場合に限る。）、建設住宅性能評価のために必要な図書で国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの（変更建設住宅性能評価にあつては、当該変更に係るものに限る。）及び建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写しを添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。ただし、同法第六条第一項の規定による確認を要しない住宅に係る申請又は既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請にあつては、確認済証の写しの添付を要しない。

255 (略)

第七条の三 法第六条の二第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せて同条第一項の規定による求めをしようとする場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「を添えて」とあるのは「及び法第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるものを添えて」とする。

「一項の確認済証(以下この項において単に「確認済証」という。)の写しを添えて」とあるのは、「建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証(以下この項において単に「確認済証」という。)の写し並びに法第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるものを添えて」とする。

別記

第十一号の二様式 (第七条の二関係)

(略)

(新築／増築・改築／既存)

(第一面)

(略)

(注意)

1. この様式において、「既存」とは、本申請が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。また、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。

2. ～ 4. (略)

(略)

(第二面：長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請をしようとする場合)

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模等に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】

別記

第十一号の二様式 (第七条の二関係)

(略)

(新築／増築・改築)

(第一面)

(略)

(注意)

1. この様式において、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。

2. ～ 4. (略)

(略)

(第二面)

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模等に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】

【2. 名称】
【3. 敷地面積】～【6. 床面積の合計】 (略)
<input type="checkbox"/> 7. 建て方 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 共同住宅等の場合：住戸の数 建築物全体 申請対象住戸 戸
<input type="checkbox"/> 8. 区分所有住宅の該当の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
<input type="checkbox"/> 9. 建築物の高さ等 ～ <input type="checkbox"/> 13. 認定申請予定日 (略)

(注意)

- 【4. 工事種別】及び【7. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 【8. 区分所有住宅の該当の有無】の欄は、【7. 建て方】の欄において、「共同住宅等」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 【13. 認定申請予定日】については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定申請予定日を記載してください。
- (略)

(第二面：長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請をしようとする場合)

- 維持保全をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模等に関する事項

【2. 敷地面積】～【5. 床面積の合計】 (略)
<input type="checkbox"/> 6. 建て方 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅の場合：各階の床面積 m ² 階 m ² 階 <input type="checkbox"/> 共同住宅等の場合：住戸の数 建築物全体 申請対象住戸 戸
<input type="checkbox"/> 7. 建築物の高さ等 ～ <input type="checkbox"/> 11. 認定申請予定日 (略)

(注意)

- 【3. 工事種別】及び【6. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
(新設)
- 【11. 認定申請予定日】については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定申請予定日を記載してください。
- (略)
(新設)

【11. 新築又は増築・改築の時期】	年 月 日
【新築の時期】	年 月 日
【増築・改築の時期】	年 月 日
【12. 認定申請予定日】	年 月 日

(注意)

- 【6. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 【7. 区分所有住宅の該当の有無】の欄は、【6. 建て方】の欄において、「共同住宅等」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 【12. 認定申請予定日】については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定申請予定日を記載してください。

(第三面)

〔申請に係る共同住宅等の住戸に関する事項〕

【1. 住戸の番号】・【2. 住戸の存する階】	(略)
【3. 当該住戸への経路】	
【共用階段】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【共用廊下】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【エレベーター】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

(注意)

1. ・ 2. (略)

〔申請に係る共同住宅等の住戸に関する事項〕

(第三面)

【1. 住戸の番号】・【2. 住戸の存する階】	(略)
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 当該住戸への経路】	
【共用階段】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【共用廊下】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【エレベーター】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

(注意)

1. ・ 2. (略)

(削る)

- ③. 【3. 当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④. (略)

第十一号の三様式 (第七条の二関係)

(略)

(新築／増築・改築／既存)

(第一面)

(略)

【計画を変更する住宅の直前の (確認書・住宅性能評価書)】

- 1. ～ 4. (略)
- ⑤. 確認又は住宅性能評価に係る住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
- ⑥. (略)
- ⑦. 当初確認又は住宅性能評価における新築又は当初確認若しくは住宅性能評価を受ける前にした増築・改築の時期
- ⑧. (略)

(注意)

① この様式において、「既存」とは、本申請が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号) 第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。また、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。

② (略)

③ 6欄は、本申請が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に係る場合に

③. 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階の床面積を併せて記載してください。

- ④. 【4. 当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤. (略)

第十一号の三様式 (第七条の二関係)

(略)

(新築／増築・改築)

(第一面)

(略)

【計画を変更する住宅の直前の (確認書・住宅性能評価書)】

- 1. ～ 4. (略)
- (新設)
- ⑤. (略)
- (新設)

⑥. (略)

(略)

(注意)

① この様式において、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。

② (略)

(新設)

記載してください。

- ④ 7欄は、本申請が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係る場合に記載してください。

⑤・⑥ (略)

(略)

第十一号の四様式 (第七条の四関係)

(略)

(新築／増築・改築／既存)

(略)

1. 申請年月日

2. 3. (略)

4. 確認を行った住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無

5. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は
、当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別

6. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、新築又は当初確認若しくは住宅性能評価を受ける前にした増築・改築の時期

7. (略)

8. 確認対象住戸

9. (略)

(略)

(新設)

③・④ (略)

(略)

第十一号の四様式 (第七条の四関係)

(略)

(新築／増築・改築)

(略)

(新設)

1. 2. (略)

(新設)

3. 工事種別

(新設)

4. (略)

5. 確認対象住戸及び当該住戸の床面積 (当該住戸が複数の階にわたる場合はそれぞれの階における床面積)

6. (略)

(略)

<p>第十一号の五様式 (第七条の四関係) (略)</p> <p>(新築／増築・改築／既存) (略)</p> <p><u>1.</u> 申請年月日 <u>2.</u>・<u>3.</u> (略)</p> <p><u>4.</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別</p> <p><u>5.</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、新築又は当初確認若しくは住宅性能評価を受ける前にした増築・改築の時期 <u>6.</u> (略) (略)</p>	<p>第十一号の五様式 (第七条の四関係) (略)</p> <p>(新築／増築・改築) (略)</p> <p>(新設) <u>1.</u>・<u>2.</u> (略)</p> <p><u>3.</u> 当初確認が新築又は増築・改築の場合にあつては工事種別 (新設)</p> <p><u>4.</u> (略) (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この省令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正法第二条の規定による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第六項又は第七項の規定による認定の申請であつて、施行日前に建築がされた共同住宅等（施行日以後に増築又は改築がされたものを除く。）に係るものに対する第一条の規定による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（次項において「新長期優良住宅法施行規則」という。）第四条の規定の適用については、同条第二号中「四十平方メートル（）」とあるのは、「五十五平方メートル（）」とする。

3 この省令の施行の際現にされている長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請（同法第八条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。）又は同法第十条の承認の申請に係る申請書の様式については、新長期優良住宅法施行規則第一号様式、第一号の二様式、第三号様式及び第七号様式にかかわらず、なお従前の例による。

4 この省令の施行の際現にされている住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第一項の規定による確認の求めに係る申請書の様式については、第二条の規定による改正後の住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則別記第十一号の二様式及び別記第十一号の三様式にかかわらず、なお従前の例による。

○内閣府
国土交通省 令第四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第二項の規定に基づき、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年八月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

後	前
<p>別記 第四号様式 (第三条関係) 設計住宅性能評価申請書 (略) (第三面) 建築物に関する事項</p>	<p>別記 第四号様式 (第三条関係) 設計住宅性能評価申請書 (略) (第三面) 建築物に関する事項</p>
<p>【1. 地名地番】～【9. 建築物の高さ等】 (略)</p>	<p>【1. 地名地番】～【9. 建築物の高さ等】 (略)</p>
<p>【10. 利用関係】 <input type="checkbox"/>持家 <input type="checkbox"/>貸家 <input type="checkbox"/>給与住宅 <input type="checkbox"/>分譲住宅</p>	<p>【10. 利用関係】 <input type="checkbox"/>持家 <input type="checkbox"/>賃貸 <input type="checkbox"/>給与住宅 <input type="checkbox"/>分譲住宅</p>
<p>【11. その他必要な事項】・【12. 備考】 (略)</p>	<p>【11. その他必要な事項】・【12. 備考】 (略)</p>
<p>(注意) 1. ～3. (略) 4. 第三面関係 ①～③ (略) ④ 第二面6欄において、「要」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、かつ、5欄において「共同住宅等」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合は、12欄に区分所有住宅であるかどうかについて記載してください。 ⑤～⑦ (略) 5. (略) (略)</p>	<p>(注意) 1. ～3. (略) 4. 第三面関係 ①～③ (略) ④ 7欄は、第二面6欄において、「要」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合は、各階の床面積を併せて記載してください。 ⑤～⑦ (略) 5. (略) (略)</p>

<p>第八号様式 (第五条関係)</p> <p>建設住宅性能評価申請書 (既存住宅)</p> <p>(略)</p> <p>(第二面)</p> <p>申請者等の概要</p>	<p>第八号様式 (第五条関係)</p> <p>建設住宅性能評価申請書 (既存住宅)</p> <p>(略)</p> <p>(第二面)</p> <p>申請者等の概要</p>
<p>【1. 申請者】～【5. 建設住宅性能評価を希望する性能表示事項】</p> <p>(略)</p> <p>【6. 長期使用構造等であることの確認の要否】 <input type="checkbox"/>要 <input type="checkbox"/>不要</p>	<p>【1. 申請者】～【5. 建設住宅性能評価を希望する性能表示事項】</p> <p>(略)</p> <p>【6. 備考】</p>
<p>【7. 備考】</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 6欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第1項の規定による長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。）であることの確認の要否について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。</p> <p>⑤ 6欄において、「要」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、7欄に新築の時期について記載してください。増築・改築をした場合においては、その時期を併せて記載してください。</p> <p>4. 第三面関係</p>	<p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4. 第三面関係</p>

<p>① 第二面6欄において、「要」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、かつ、2欄において「共同住宅等」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、6欄に区分所有住宅であるかどうかについて記載してください。</p> <p>② ここに書き表せない事項で、評価に当たり特に注意を要する事項は、5欄又は別紙に記載して添えてください。</p> <p>5. (略)</p> <p>(略)</p>	<p>ここに書き表せない事項で、評価に当たり特に注意を要する事項は、5欄又は別紙に記載して添えてください。</p> <p>5. (略)</p> <p>(略)</p>
--	--

附 則

この命令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

第一号様式（第二条関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

認 定 申 請 書
（新 築 / 増 築・改 築）

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条〔第1項〕
〔第2項〕の規定に基づき、長期優良住宅建築等
〔第3項〕
計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄	認 定 番 号 欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. この様式において、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
2. 法第5条第2項の規定に基づく申請にあつては、一戸建て住宅等分譲事業者及び譲受人の両者の氏名又は名称を記載してください。
3. 申請者（法第5条第2項に基づく申請にあつては、一戸建て住宅等分譲事業者又は譲受人）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
4. 共同住宅等に係る申請にあつては、第三面を申請に係る住戸（認定を求める住戸）ごとに作成してください。

(第二面)

長期優良住宅建築等計画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m ²
【3. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築・改築
【4. 建築面積】	m ²
【5. 床面積の合計】	m ²
【6. 建て方】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】 階 m ² 階 m ² 【共同住宅等の場合：住戸の数】 建築物全体 戸 認定申請対象住戸 戸
【7. 建築物の高さ等】	【最高の高さ】 【最高の軒の高さ】 【階数】 (地上) 階 (地下) 階
【8. 構造】	造 一部 造
【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】	
【10. 確認の特例】	法第6条第2項の規定による申出の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第7条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

(注意)

1. 【6. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
2. 【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】の欄について、【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄で「無」に「✓」マークを入れた場合においては、設計内容説明書を提出してください。
3. 【10. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請書を提出して適合審査を受けるよう申し出る場合においては「有」に、申し出ない場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
4. 【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
5. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第三面)

[申請に係る住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 当該住戸への経路】	
【共用階段】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【共用廊下】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【エレベーター】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

(注意)

1. この面は、共同住宅等に係る申請の場合に作成してください。
2. 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階の床面積を併せて記載してください。
3. 【4. 当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
4. この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第1項又は第2項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

--

3. 住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

① 建築に係る資金計画

--

② 維持保全に係る資金計画

--

4. 住宅の建築の実施時期

[建築に関する工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[建築に関する工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(注意)

1. 3①欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. 3②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積立予定額を記載してください。
3. 共同住宅等に係る申請である場合でも、3①及び②欄とも、一棟に係る費用を記載してください。
4. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第3項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

--

3. 住宅の建築に係る資金計画

--

4. 住宅の建築の実施時期

[建築に関する工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[建築に関する工事の完了の予定年月日]	年	月	日

5. 譲受人の決定の予定時期 年 月

(注意)

1. 3欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。また、共同住宅等に係る申請である場合でも、一棟に係る費用を記載してください。
2. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

第一号の様式（第二条関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

認 定 申 請 書
（新 築 / 増 築・改 築）

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条（第4項）の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄	認 定 番 号 欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. この様式において、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
2. 申請者（法第5条第4項に基づく申請にあつては、区分所有住宅分譲事業者、同条第5項に基づく申請にあつては区分所有住宅の管理者等）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 第三面を申請に係る住戸（認定を求める住戸）ごとに作成してください。

(第二面)

長期優良住宅建築等計画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m ²
【3. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築・改築
【4. 建築面積】	m ²
【5. 床面積の合計】	m ²
【6. 建て方】	
【住戸の数】	建築物全体 戸
	認定申請対象住戸 戸
【7. 建築物の高さ等】	
【最高の高さ】	
【最高の軒の高さ】	
【階数】	(地上) 階 (地下) 階
【8. 構造】	造 一部 造
【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】	
【10. 確認の特例】	法第6条第2項の規定による申出の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】	
住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第7条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式)若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
【12. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画の有無】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

(注意)

1. 【6. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
2. 【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】の欄について、【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄で「無」に「✓」マークを入れた場合においては、設計内容説明書を提出してください。
3. 【10. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請書を提出して適合審査を受けるよう申し出る場合においては「有」に、申し出ない場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
4. 【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
5. 【12. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の6に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の8に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
6. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第三面)

[申請に係る建築物の住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 当該住戸への経路】	
【共用階段】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【共用廊下】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【エレベーター】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

(注意)

1. 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
2. 【4. 当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
3. この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第4項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

--

3. 住宅の建築に係る資金計画

--

4. 住宅の建築の実施時期

[建築に関する工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[建築に関する工事の完了の予定年月日]	年	月	日

5. 区分所有住宅の管理者等の決定の予定時期
(注意)

1. 3欄には、一棟の建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第5項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

--

(注意)

本欄には、区分所有住宅の管理者等が建築後の住宅の維持保全を管理会社と共同して行う場合には、当該管理会社の名称についても記載してください。

3. 住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

① 建築に係る資金計画

--

② 維持保全に係る資金計画

--

4. 住宅の建築の実施時期

[建築に関する工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[建築に関する工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(注意)

1. 3①欄には、一棟の建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. 3②欄には、一棟の住宅の修繕に要する費用の年間積立予定額を記載してください。
3. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

（第一面）

認 定 申 請 書
（既 存）

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条（第6項）
（第7項）の規定に基づき、長期優良住宅維持
保全計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありま
せん。

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄	認 定 番 号 欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. この様式において、「既存」とは、本申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。また、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
2. 申請者（法第5条第6項に基づく申請にあつては、住宅（区分所有住宅を除く。）の所有者等、同条第7項に基づく申請にあつては区分所有住宅の管理者等）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 共同住宅等に係る申請にあつては、第三面を申請に係る住戸（認定を求める住戸）ごとに作成してください。

(第二面)

長期優良住宅維持保全計画

1. 維持保全をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m ²
【3. 建築面積】	m ²
【4. 床面積の合計】	m ²
【5. 建て方】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等
【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】	階 m ² 階 m ²
【共同住宅等の場合：住戸の数】	建築物全体 戸
	認定申請対象住戸 戸
【6. 建築物の高さ等】	
【最高の高さ】	
【最高の軒の高さ】	
【階数】	(地上) 階 (地下) 階
【7. 構造】	造 一部 造
【8. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】	
【9. 新築又は増築・改築の時期】	
【新築の時期】	年 月 日
【増築・改築の時期】	年 月 日
【10. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】	
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第7条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無	
<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
【11. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画の有無】	
<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	

(注意)

1. 【5. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
2. 【8. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】の欄について、【10. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄で「無」に「✓」マークを入れた場合においては、設計内容説明書を提出してください。
3. 【10. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
4. 【11. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の6に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の8に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。

(第三面)

[申請に係る建築物の住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 当該住戸への経路】	
【共用階段】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【共用廊下】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【エレベーター】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

(注意)

1. この面は、共同住宅等に係る申請の場合に作成してください。
2. 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階の床面積を併せて記載してください。
3. 【4. 当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
4. この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面)

2. 認定後の住宅の維持保全の方法及び期間

--

3. 認定後の住宅の維持保全に係る資金計画

--

(注意)

1. 3 欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積立予定額を記載してください。また、共同住宅等に係る申請である場合でも、一棟に係る費用を記載してください。
2. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

第二号様式（第六条関係）（日本産業規格A列4番）

認 定 通 知 書
(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

認 定 番 号 第 _____ 号
認 定 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(※) (確 認 番 号 第 _____ 号
確 認 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
建 築 主 事 の 氏 名 _____)

殿

所 管 行 政 庁

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第 項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画等について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第7条の規定に基づき通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る住宅の位置
4. 認定に係る住宅の構造
5. 共同住宅等に係る申請にあつては、認定対象住戸番号
6. 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請にあつては、工事種別
7. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請にあつては、新築又は増築・改築の時期
8. 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて申請を行った場合においては、同条第1項の規定による求めを行った年月日

(※) は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

変更認定申請書
(新築 / 増築・改築 / 既存)

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画等の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号

2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日

3. 認定に係る住宅の位置

4. 認定に係る住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無

5. 法第5条第1項から第5項までの認定の申請により当初認定を受けた場合は、当初認定時の工事種別

6. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、新築又は当初認定を受ける前にした増築・改築の時期

7. 変更の概要

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. この様式において、「既存」とは、本申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。
2. 法第5条第2項の規定に基づく申請により認定を受けた場合は、一戸建て住宅等分譲事業者及び譲受人の両者の氏名又は名称を記載してください。
3. 申請者（法第5条第2項の規定に基づく申請により認定を受けた場合は一戸建て住宅等分譲事業者又は譲受人）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
4. 5欄は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合も記載してください。

変更認定通知書
(新築 / 増築・改築 / 既存)

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) (確認番号 第 号)
(確認年月日 年 月 日)
(建築主事の氏名)

殿

所管行政庁 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画等の変更について、同条第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第8条第2項において準用する同法第7条の規定に基づき通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 当該変更認定を受ける前の長期優良住宅建築等計画等の認定番号
4. 認定に係る住宅の位置
5. 認定に係る住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
6. 認定に係る住宅の構造
7. 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、当初認定時の工事種別
8. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、新築又は当初認定を受ける前にした増築・改築の時期

(※) は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

承 認 申 請 書
(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づき、認定計画実施者の地位の承継について承認を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
4. 当初認定時の工事種別
5. 申請時における認定計画実施者の氏名
6. 地位の承継が生じた原因

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄	認 定 番 号 欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. この様式において、「既存」とは、本申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであること指します。
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 4欄は、法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合に記載してください。また、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合も記載してください。

第八号様式（第十五条関係）（日本産業規格A列4番）

承 認 通 知 書
(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

年 月 日

殿

所 管 行 政 庁

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づき申請のあった地位の承継について承認したので、通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
4. 認定に係る住宅の位置
5. 当初認定時の工事種別

設計住宅性能評価申請書

（第一面）

年 月 日

登録住宅性能評価機関 殿

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定に基づき、設計住宅性能評価を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
申請受理者氏名	

(第二面)

申請者等の概要

【1. 申請者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【2. 代理者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【3. 建築主】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【4. 設計者】

【資格】 () 建築士 () 登録 号

【氏名】

【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【郵便番号】

【所在地】

【電話番号】

【5. 設計住宅性能評価を希望する性能表示事項】

【6. 長期使用構造等であることの確認の要否】 要 否

【7. 備考】

(第三面)

建築物に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

都市計画区域内 (市街化区域 市街化調整区域 区域区分未設定)

準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4. 敷地面積】

【5. 建て方】 一戸建ての住宅 共同住宅等

【6. 建築面積】

【7. 延べ面積】

【8. 住戸の数】

【建物全体】

【評価対象住戸】

【9. 建築物の高さ等】

【最高の高さ】

【最高の軒の高さ】

【階数】 地上 ()

地下 ()

【構造】 造 一部 造

【10. 利用関係】 持家 貸家 給与住宅 分譲住宅

【11. その他必要な事項】

【12. 備考】

住戸に関する事項

【1. 番号】

【2. 階】

【3. 専用部分の床面積等】

【居室部分の面積】

【バルコニー等専用使用部分の面積】

【専用部分の床面積】

【4. 当該住戸への経路】

【共用階段】 無 有

【共用廊下】 無 有

【エレベーター】 無 有

【5. 界壁・界床の有無】

【界壁の有無】 無 有

【界床の有無】 無 有 (上階 下階)

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 申請者からの委任を受けて申請を代理で行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ② 申請者が2以上のときは、1欄には代表者となる申請者のみについて記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入してください。
- ③ 建築主が2以上のときは、3欄には代表となる建築主のみについて記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ④ 4欄の郵便番号、所在地及び電話番号には、設計者が建築士事務所に属しているときはそれぞれ建築士事務所のもの、設計者が建築士事務所に属していないときはそれぞれ設計者のもの（所在地は住所とします。）を書いてください。
- ⑤ 5欄は、必須評価事項以外で設計住宅性能評価を希望する性能表示事項を記入してください。
- ⑥ 6欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2の規定による長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。）であることの確認の要否について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 6欄において、「要」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合は、7欄に工事の着手予定年月日及び認定申請予定年月日について記載してください。

4. 第三面関係

- ① 1欄は、地名地番と併せて住居表示が定まっているときは、当該住居表示を括弧書きで併記して下さい。
- ② 2欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。
- ③ 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ④ 第二面6欄において、「要」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、かつ、5欄において「共同住宅等」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合は、12欄に区分所有住宅であるかどうかについて記載してください。
- ⑤ 10欄の「利用関係」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、利用関係が未定のときは、予定する利用関係としてください。また、「持家」、「貸家」、「給与住宅」、「分譲住宅」とは、次のとおりです。
 - イ. 持家 建築主が自ら居住する目的で建築する住宅
 - ロ. 貸家 建築主が賃貸する目的で建築する住宅

ハ. 給与住宅 会社、官公署等がその社員、職員等を居住させる目的で建築する住宅

ニ. 分譲住宅 建売り又は分譲の目的で建築する住宅

- ⑥ ここに書き表せない事項で、評価に当たり特に注意を要する事項は、11 欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑦ 変更設計住宅性能評価に係る申請の際は、12 欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

5. 第四面関係

- ① 1 欄は、住戸の数が1のときは「1」と記入し、住戸の数が2以上のときは、申請住戸ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ② 4 欄及び5 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ ここに書き表せない事項で、評価に当たり特に注意を要する事項は、6 欄又は別紙に記載して添えてください。
- ④ 変更設計住宅性能評価に係る申請の際は、7 欄に第四面に係る部分の変更の概要について記入してください。

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。
 - 2 第二面から第四面までについては、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。
 - 3 共同住宅等に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、第四面を申請に係る住戸ごとに作成した場合、この申請書を共同住宅等一棟又は複数の住戸につき一部とすることができます。

建設住宅性能評価申請書（既存住宅）

（第一面）

年 月 日

登録住宅性能評価機関 殿

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定に基づき、建設住宅性能評価を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

所有者の氏名又は名称

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
申請受理者氏名	

申請者等の概要

【1. 申請者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【2. 代理者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【3. 所有者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【4. 共用部分の管理者】

【氏名又は名称のフリガナ】

【氏名又は名称】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【5. 設計住宅性能評価を希望する性能表示事項】

【6. 長期使用構造等であることの確認の要否】 要 不要

【7. 備考】

建築物に関する事項

【1. 住居表示】

【2. 建て方】 一戸建ての住宅 共同住宅等

【3. 住戸の数】

【建物全体】

【評価対象住戸】

【4. 階数】 地上 () 地下 ()

【5. その他必要な事項】

【6. 備考】

(第四面)

住戸に関する事項

【1. 番号】

【2. 階】

【3. 利用関係】 所有者が居住している
 所有者以外の者が居住している その他

【4. その他必要な事項】

【5. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を用いてください。

2. 第一面関係

※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 申請者からの委任を受けて申請を代理で行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ② 4欄は、申請に係る住宅が共同住宅等の場合に限り、記載してください。
- ③ 5欄は、必須評価事項以外で建設住宅性能評価を希望する性能表示事項を記入してください。
- ④ 6欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第1項の規定による長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。）であることの確認の要否について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 6欄において、「要」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、7欄に新築の時期について記載してください。増築・改築をした場合においては、その時期を併せて記載してください。

4. 第三面関係

- ① 第二面6欄において、「要」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、かつ、2欄において「共同住宅等」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、6欄に区分所有住宅であるかどうかについて記載してください。
- ② ここに書き表せない事項で、評価に当たり特に注意を要する事項は、5欄又は別紙に記載して添えてください。

5. 第四面関係

- ① 1欄は、住戸の数が1のときは「1」と記入し、住戸の数が2以上のときは、申請住戸ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ② ここに書き表せない事項で、評価に当たり特に注意を要する事項は、4欄又は別紙に記載して添えてください。

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。
 - 2 第二面から第四面までについては、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。
 - 3 共同住宅等に係る建設住宅性能評価の申請にあつては、第四面を申請に係る住戸ごとに作成した場合、この申請書を共同住宅等一棟又は複数の住戸につき一部とすることができます。

第十一号の二様式（第七条の二関係）

確認申請書
（新築／増築・改築／既存）
（第一面）

年 月 日

登録住宅性能評価機関 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第1項の規定に基づき、本申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。）であることの確認を行うことを求めます。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
申請受理者氏名	

（注意）

1. この様式において、「既存」とは、本申請が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。また、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
2. 共同住宅等に係る申請にあつては、第三面を申請に係る住戸（認定を求める住戸）ごとに作成してください。
3. 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
4. ※印のある欄は記入しないでください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

(第二面：長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による
認定の申請をしようとする場合)

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模等に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 名称】	
【3. 敷地面積】	m ²
【4. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築・改築
【5. 建築面積】	m ²
【6. 床面積の合計】	m ²
【7. 建て方】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等
【共同住宅等の場合：住戸の数】	建築物全体 戸 申請対象住戸 戸
【8. 区分所有住宅の該当の有無】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【9. 建築物の高さ等】	
【最高の高さ】	
【最高の軒の高さ】	
【階数】	(地上) 階 (地下) 階
【10. 構造】	造 一部 造
【11. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【12. 建築に関する工事の着手の予定年月日】	年 月 日
【13. 認定申請予定日】	年 月 日

(注意)

- 【4. 工事種別】及び【7. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 【8. 区分所有住宅の該当の有無】の欄は、【7. 建て方】の欄において、「共同住宅等」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 【13. 認定申請予定日】については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定申請予定日を記載してください。
- この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第二面：長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による
認定の申請をしようとする場合)

1. 維持保全をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模等に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	
【2. 名称】	
【3. 敷地面積】	m ²
【4. 建築面積】	m ²
【5. 床面積の合計】	m ²
【6. 建て方】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等
【共同住宅等の場合：住戸の数】	建築物全体 戸 申請対象住戸 戸
【7. 区分所有住宅の該当の有無】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【8. 建築物の高さ等】	
【最高の高さ】	
【最高の軒の高さ】	
【階数】	(地上) 階 (地下) 階
【9. 構造】	造 一部 造
【10. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【11. 新築又は増築・改築の時期】	
【新築の時期】	年 月 日
【増築・改築の時期】	年 月 日
【12. 認定申請予定日】	年 月 日

(注意)

- 【6. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 【7. 区分所有住宅の該当の有無】の欄は、【6. 建て方】の欄において、「共同住宅等」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 【12. 認定申請予定日】については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定申請予定日を記載してください。

(第三面)

[申請に係る共同住宅等の住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 当該住戸への経路】	
【共用階段】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【共用廊下】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【エレベーター】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

(注意)

1. この面は、共同住宅等に係る申請の場合に作成してください。
2. この面は、申請対象住戸について作成してください。
3. 【3. 当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
4. この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

第十一号の三様式（第七条の二関係）

変更確認申請書
(新築／増築・改築／既存)
(第一面)

年 月 日

登録住宅性能評価機関 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の住宅について、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第1項の規定に基づき、変更確認を行うことを求めます。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【計画を変更する住宅の直前の（確認書・住宅性能評価書）】

1. 確認書又は住宅性能評価書交付番号 第 号
2. 確認書又は住宅性能評価書交付年月日 年 月 日
3. 確認書又は住宅性能評価書交付者
4. 確認又は住宅性能評価に係る住宅の位置
5. 確認又は住宅性能評価に係る住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
6. 当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別
7. 当初確認又は住宅性能評価における新築又は当初確認若しくは住宅性能評価を受ける前にした増築・改築の時期
8. 変更の概要

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
申請受理者氏名	

(注意)

- ① この様式において、「既存」とは、本申請が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 6 項又は第 7 項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。また、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
 - ② 【計画を変更する住宅の直前の（確認書・住宅性能評価書）】については、「確認書」又は「住宅性能評価書」の該当するいずれかを○で囲んでください。
 - ③ 6 欄は、本申請が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定による認定の申請に係る場合に記載してください。
 - ④ 7 欄は、本申請が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 6 項又は第 7 項の規定による認定の申請に係る場合に記載してください。
 - ⑤ 数字は算用数字を用いてください。
 - ⑥ ※印のある欄は記入しないでください。
- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 としてください。

第十一号の四様式（第七条の四関係）

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定による
長期使用構造等である旨の確認書
(新築/増築・改築/既存)

第 号
年 月 日

申請者 殿

登録住宅性能評価機関 印

別添の確認申請書に記載の住宅の構造及び設備については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等であることを確認しました。

記

1. 申請年月日
2. 確認を行った住宅の所在地及び名称
3. 確認を行った住宅の階数、延べ面積及び構造
4. 確認を行った住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
5. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別
6. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、新築又は当初確認若しくは住宅性能評価を受ける前にした増築・改築の時期
7. 確認を行った評価員の氏名
8. 確認対象住戸
9. 申請対象住戸のうち、上記確認対象住戸に該当しない住戸

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

(注意) この確認書は、大切に保存しておいてください。

第十一号の五様式（第七条の四条関係）

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定による

長期使用構造等でない旨の確認書

（新築／増築・改築／既存）

第 号
年 月 日

申請者 殿

登録住宅性能評価機関 印

別添の確認申請書に記載の住宅の構造及び設備については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等でないことを確認しました。

記

1. 申請年月日
2. 確認を行った住宅の所在地及び名称
3. 確認を行った住宅の階数、延べ面積及び構造
4. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別
5. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、新築又は当初確認若しくは住宅性能評価を受ける前にした増築・改築の時期
6. 確認を行った評価員の氏名

（理由）

○国土交通省告示第八百三十二号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第四条第一項の規定に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針（平成二十一年国土交通省告示第二百八号）の一部を次のように改正する。

令和四年八月十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 長期優良住宅の普及を促進するための施策に関する基本的事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 長期優良住宅の普及を促進するための各種施策</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 維持保全段階における施策</p> <p>① 長期優良住宅維持保全計画の認定制度の意義</p> <p>長期にわたり良好な状態で使用される住宅ストックの形成を促進するためには、既存の良質な住宅ストックの適切な維持保全を行う取組に対してインセンティブを付与し、その普及を図る必要がある。そのため、長期優良住宅維持保全計画の認定制度を活用し、既存の良質な住宅ストックの維持保全及び流通を図るよう配慮することとする。また、認定を受けた計画に基づく維持保全に係る住宅に関する各種の特例措置は、維持保全が適切になされ将来にわたり認定長期優良住宅であることを前提に講じられていることを踏まえ、住宅の所有者等に対して適切な維持保全の必要性について、周知徹底を図ることが重要である。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>三 長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画の認定に関する基本的事項</p> <p>1 長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画並びにその認定の基本的な考え方</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 長期優良住宅の普及を促進するための施策に関する基本的事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 長期優良住宅の普及を促進するための各種施策</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 維持保全段階における施策 (新設)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>三 長期優良住宅建築等計画の認定に関する基本的事項</p> <p>1 長期優良住宅建築等計画及びその認定の基本的な考え方</p>

法第五条の規定のとおり、長期優良住宅建築等計画は、長期優良住宅の建築及び維持保全に関する計画であり、長期優良住宅維持保全計画は、長期優良住宅の維持保全に関する計画である。その認定に関する基準については、住宅の構造や構法にかかわらず、認定可能とする内容とする。

また、新たな技術開発の成果を、認定基準へ継続的に反映していくよう配慮することとする。

2 (略)

3 維持保全段階に係る事項

認定計画実施者は、長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画に基づき認定長期優良住宅の維持保全を実施することが必要であるが、その実施に当たっては、建築士や維持保全に係る専門的な知識及び経験を有する者を活用することが望ましい。

また、認定長期優良住宅がマンションである場合には、認定計画実施者は、長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画に記載された維持保全の方法が、当該マンションの管理規約及び長期修繕計画においても反映されるよう努めるべきである。

4 良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に係る事項

法第六条第一項第三号の「良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること」については、長期優良住宅が将来にわたってまちなみ等の一部を形成することを踏まえ、地域のまちなみ等との調和が図られているかどうかの観点から判断される。

このため、認定を受けようとする長期優良住宅（以下「認定申請対象住宅」という。）が、例えば都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十九条に規定する建築協定、景観法

法第五条の規定のとおり、長期優良住宅建築等計画は、長期優良住宅の建築及び維持保全に関する計画である。その認定に関する基準については、住宅の構造や構法にかかわらず、認定可能とする内容とする。

また、新たな技術開発の成果を、認定基準へ継続的に反映していくよう配慮することとする。

2 (略)

3 維持保全段階に係る事項

認定計画実施者は、長期優良住宅建築等計画に基づき認定長期優良住宅の維持保全を実施することが必要であるが、その実施に当たっては、建築士や維持保全に係る専門的な知識及び経験を有する者を活用することが望ましい。

また、認定長期優良住宅がマンションである場合には、認定計画実施者は、長期優良住宅建築等計画に記載された維持保全の方法が、当該マンションの管理規約及び長期修繕計画においても反映されるよう努めるべきである。

4 良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に係る事項

法第六条第一項第三号の「良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること」については、長期優良住宅が将来にわたってまちなみ等の一部を形成することを踏まえ、地域のまちなみ等との調和が図られているかどうかの観点から判断される。

このため、認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅（以下「認定申請対象住宅」という。）が、例えば都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十九条に規定する建築協

第八十一条第一項に規定する景観協定、条例による良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に関する制限の内容に適合していない場合、都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の区域内その他の住宅の建築制限のある区域内にある場合には、認定は行わないことを基本とする。こうした認定に関する事務において地域における居住環境の維持及び向上に関し、関係部局間で十分な連絡調整が図られることにより、地域における居住環境の維持及び向上に配慮された長期優良住宅の普及が促進される。

5 自然災害による被害の発生又は軽減への配慮に係る事項
法第六条第一項第四号の「自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであること」については、認定申請対象住宅を長期にわたり良好な状態で使用していくため、その立地する地域において想定される自然災害のリスクに対する配慮がされているかどうかの観点から判断される。

このため、次のとおり、地域の実情を踏まえ、自然災害のリスクに応じて所管行政庁の判断で、認定を行わない又は自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮のために必要な措置等を講じている場合に認定を行うこととする。

①②③ (略)

四 (略)

定、景観法第八十一条第一項に規定する景観協定、条例による良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に関する制限の内容に適合していない場合、都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の区域内その他の住宅の建築制限のある区域内にある場合には、認定は行わないことを基本とする。こうした認定に関する事務において地域における居住環境の維持及び向上に関し、関係部局間で十分な連絡調整が図られることにより、地域における居住環境の維持及び向上に配慮された長期優良住宅の普及が促進される。

5 自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に係る事項
法第六条第一項第四号の「自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであること」については、認定を受けて建築しようとする長期優良住宅を長期にわたり良好な状態で使用していくため、その立地する地域において想定される自然災害のリスクに対する配慮がされているかどうかの観点から判断される。

このため、次のとおり、地域の実情を踏まえ、自然災害のリスクに応じて所管行政庁の判断で、認定を行わない又は自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮のために必要な措置等を講じている場合に認定を行うこととする。

①②③ (略)

四 (略)

附 則

この告示は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

○国土交通省告示第八百三十三号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第一条各項及び第五条の規定に基づき、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成二十一年国土交通省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

令和四年八月十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第1・第2 (略)
 第3 長期使用構造等とするための措置
 規則第1条各項に規定する国土交通大臣が定める措置については、次に掲げる基準を満たすこととなる措置又はこれと同等以上の措置とする。

1. 構造躯体等の劣化対策
 (1) (略)
 (2) 住宅を新築しようとする場合の基準 (以下「新築基準」という。)

評価方法基準第5の3の3-1 (3) の等級3の基準に適合し、かつ、次の①から③までに掲げる認定対象建築物の構造の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合すること。

① (略)
 ② 鉄骨造

柱 (ベースプレートを含む。以下②において同じ。) 、はり又は筋かいに使用されている鋼材にあつては、次の表1の (イ) 項に掲げる鋼材の厚さに応じ、それぞれ同表の (ロ) 項に掲げるイ又はロ (鋼材の厚さが6mm以上の区分における最下階 (地階を除く。)) の柱脚部にあつては、イからハまで) のいずれかの防錆措置が講じられていること又は①に掲げる基準に適合すること。

第1・第2 (略)
 第3 長期使用構造等とするための措置
 規則第1条各項に規定する国土交通大臣が定める措置については、次に掲げる基準を満たすこととなる措置又はこれと同等以上の措置とする。

1. 構造躯体等の劣化対策
 (1) (略)
 (2) 住宅を新築しようとする場合の基準 (以下「新築基準」という。)

評価方法基準第5の3の3-1 (3) の等級3の基準に適合し、かつ、次の①から③までに掲げる認定対象建築物の構造の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合すること。

① (略)
 ② 鉄骨造

柱 (ベースプレートを含む。以下②において同じ。) 、はり又は筋かいに使用されている鋼材にあつては、次の表1の (イ) 項に掲げる鋼材の厚さに応じ、それぞれ同表の (ロ) 項に掲げるイ又はロ (鋼材の厚さが6mm以上の区分における最下階 (地階を除く。)) の柱脚部にあつては、イからハまで) のいずれかの防錆措置が講じられていること又は①に掲げる基準に適合すること。

表 1

表 1

(イ)	(ロ)
鋼材の厚さ	防錆措置

(イ)	(ロ)
鋼材の厚さ	防錆措置

	一般部	最下階（地階を除く。）の柱脚部	
(略)	6mm以上	イ 表2における区分4又は区分5のいずれかの塗膜 ロ 表3における区分4から区分6までのいずれかのめつき処理	イ 表2における区分5の塗膜 ロ 表3における区分5又は区分6のいずれかのめつき処理 ハ 表3における区分4のめつき処理及び表2における <u>f、g又はh</u> のいずれかの塗膜
	2.3mm以上	イ 表2における区分5の塗膜 ロ 表3における区分5又は区分6のいずれかのめつき処理	イ 表3における区分6のめつき処理 ロ 表3における区分5又は区分6のいずれかのめつき処理及び表2における <u>f、g又はh</u> のいずれかの塗膜
(略)			

表 2

	一般部	最下階（地階を除く。）の柱脚部	
(略)	6mm以上	イ 表2における区分4又は区分5のいずれかの塗膜 ロ 表3における区分4から区分6までのいずれかのめつき処理	イ 表2における区分5の塗膜 ロ 表3における区分5又は区分6のいずれかのめつき処理 ハ 表3における区分4のめつき処理及び表2における <u>h、i又はi</u> のいずれかの塗膜
	2.3mm以上	イ 表2における区分5の塗膜 ロ 表3における区分5又は区分6のいずれかのめつき処理	イ 表3における区分6のめつき処理 ロ 表3における区分5又は区分6のいずれかのめつき処理及び表2における <u>h、i又はi</u> のいずれかの塗膜
(略)			

表 2

(略)	<p>1～4 (略)</p> <p>5 この表において「鉛・クロムフリースび止めペイント」とは、<u>日本産業規格 K 5674</u>に規定する鉛・クロムフリースび止めペイント1種をいう。</p> <p>6 この表において「ジソクリッチプライマー」とは、<u>日本産業規格 K 5552</u>に規定するジソクリッチプライマーをいう。</p> <p>7 この表において「2液形エポキシ樹脂プライマー」とは、<u>日本産業規格 K 5551</u>に規定する構造物さび止めペイントA種をいう。</p> <p>8 この表において「厚膜形ジソクリッチペイント」とは、<u>日本産業規格 K 5553</u>に規定する厚膜形ジソクリッチペイントをいう。</p> <p>9 この表において「2液形エポキシ樹脂エナメル」とは、<u>日本産業規格 K 5659</u>に規定する鋼構造物用耐候性塗料の中塗り塗料の規格に適合する膜厚が約30μm以上のものをいう。</p> <p>10 この表において「合成樹脂調合ペイント」とは、<u>日本産業規格 K 5516</u>に規定する合成樹脂調合ペイントをいう。</p> <p>11 この表において「2液形厚膜エポキシ樹脂プライマー」とは、<u>日本産業規格 K 5551</u>に規定する構造物さび止めペイントB種をいう。</p> <p>12 この表において「2液形厚膜エポキシ樹脂エナメル」とは、<u>日本産業規格 K 5659</u>に規定する鋼構造物用耐候性塗料の中塗り塗料の規格に適合する膜厚が約60μmから120μmまでのものをいう。</p>
-----	---

表 3

(略)

(略)	<p>1～4 (略)</p> <p>5 この表において「鉛・クロムフリースび止めペイント」とは、<u>日本工業規格 K 5674</u>に規定する鉛・クロムフリースび止めペイント1種をいう。</p> <p>6 この表において「ジソクリッチプライマー」とは、<u>日本工業規格 K 5552</u>に規定するジソクリッチプライマーをいう。</p> <p>7 この表において「2液形エポキシ樹脂プライマー」とは、<u>日本工業規格 K 5551</u>に規定する構造物さび止めペイントA種をいう。</p> <p>8 この表において「厚膜形ジソクリッチペイント」とは、<u>日本工業規格 K 5553</u>に規定する厚膜形ジソクリッチペイントをいう。</p> <p>9 この表において「2液形エポキシ樹脂エナメル」とは、<u>日本工業規格 K 5659</u>に規定する鋼構造物用耐候性塗料の中塗り塗料の規格に適合する膜厚が約30μm以上のものをいう。</p> <p>10 この表において「合成樹脂調合ペイント」とは、<u>日本工業規格 K 5516</u>に規定する合成樹脂調合ペイントをいう。</p> <p>11 この表において「2液形厚膜エポキシ樹脂プライマー」とは、<u>日本工業規格 K 5551</u>に規定する構造物さび止めペイントB種をいう。</p> <p>12 この表において「2液形厚膜エポキシ樹脂エナメル」とは、<u>日本工業規格 K 5659</u>に規定する鋼構造物用耐候性塗料の中塗り塗料の規格に適合する膜厚が約60μmから120μmまでのものをいう。</p>
-----	---

表 3

(略)

- 1 この表において「溶融亜鉛めっき」とは、日本産業規格H8641に規定する溶融亜鉛めっきをいう。
- 2 この表において「溶融亜鉛めっき鋼材」とは、日本産業規格G3302に規定する溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯をいう。
- 3 この表において「溶融55%アルミニウム—亜鉛合金めっき鋼材」とは日本産業規格G3321に規定する溶融55%アルミニウム—亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯をいう。
- 4 この表において「溶融亜鉛—5%アルミニウム合金めっき鋼材」とは日本産業規格G3317に規定する溶融亜鉛—5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯をいう。
- 5 (略)

- ③ (略)
- (3) 住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準 (以下「増改築基準」という。)

評価方法基準第5の3の3—1 (4) の等級3の基準に適合し、かつ、次の①から③までに掲げる認定対象建築物の構造の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合すること。ただし、仕様に応じた維持管理のために必要な点検間隔を置く場合における評価方法基準第5の3の3—1 (4) の等級3の基準の適用については、評価方法基準第5の3の3—1 (3) イ①a中「地面からの高さ1m以内の部分」とあるのは「地面からの高さ1m以内の部分で床下空間に露出している部分及び増築又は改築の工事において露出する部分」と、評価方法基準第5の3の3—1 (3) イ①b中「土台」とあるのは「土台のうち床下空間に露出している部分及び増築又は改築の工事において露出する部分」と、評価方法基準第5の3の3—1 (3) イ①f (ii) 中「4m以下ごと」とあるのは「5m以下ごと」とすることができる。また、評価方法基準第5の3の3—1 (4) ハ①bの基準を適用した場合には、評価方法基準第5

- 1 この表において「溶融亜鉛めっき」とは、日本工業規格H8641に規定する溶融亜鉛めっきをいう。
- 2 この表において「溶融亜鉛めっき鋼材」とは、日本工業規格G3302に規定する溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯をいう。
- 3 この表において「溶融55%アルミニウム—亜鉛合金めっき鋼材」とは日本工業規格G3321に規定する溶融55%アルミニウム—亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯をいう。
- 4 この表において「溶融亜鉛—5%アルミニウム合金めっき鋼材」とは日本工業規格G3317に規定する溶融亜鉛—5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯をいう。
- 5 (略)

- ③ (略)
- (3) 住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準 (以下「増改築基準」という。)

評価方法基準第5の3の3—1 (4) の等級3の基準に適合し、かつ、次の①から③までに掲げる認定対象建築物の構造の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合すること。ただし、仕様に応じた維持管理のために必要な点検間隔を置く場合における評価方法基準第5の3の3—1 (4) の等級3の基準の適用については、評価方法基準第5の3の3—1 (3) イ①a中「地面からの高さ1m以内の部分」とあるのは「地面からの高さ1m以内の部分で床下空間に露出している部分及び増築又は改築の工事において露出する部分」と、評価方法基準第5の3の3—1 (3) イ①b中「土台」とあるのは「土台のうち床下空間に露出している部分及び増築又は改築の工事において露出する部分」と、評価方法基準第5の3の3—1 (3) イ①f (ii) 中「4m以下ごと」とあるのは「5m以下ごと」とすることができる。また、評価方法基準第5の3の3—1 (4) ハ①bの基準を適用した場合には、評価方法基準第5

の3の3—1 (4) ハ①b (i) の基準を適用しない。

①・② (略)

③ 鉄筋コンクリート造

評価方法基準第5の3の3—1 (4) ハ①aの基準を適用する場合にあつてはイに掲げる基準に適合し、評価方法基準第5の3の3—1 (4) ハ①bの基準を適用する場合にあつてはロに掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 次の(a) から(c) までの方法により確かめられたコンクリートの中性化深さ(以下「中性化深さ」という。)が、次の表の(イ) 項に掲げる築年数に応じ、耐力壁、柱又ははりの最小かぶり厚さのうち最も小さいものの数値が30mm以上40mm未満である場合は同表の(ろ) 項(イ) 項に掲げる数値を、40mm以上である場合は同表の(ろ) 項(ハ) 項に掲げる数値を超えないこと。ただし、建築時に一定の品質管理がなされていると認められるときは、同表の(ろ) 項(イ) 項に代えて同表の(ろ) 項(ロ) 項を、同表の(ろ) 項(ハ) 項に代えて同表の(ろ) 項(ニ) 項を用いることができる。

(a) (略)

(b) 採取方法

供試体等の採取の方法は、日本産業規格 A1107に規定する方法又はこれと同等と認められる方法によること。

(c) 測定方法

中性化深さの測定方法は、日本産業規格 A1152に規定する方法又はこれと同等と認められる方法によること。なお、測定結果のうち、中性化が最も進行している箇所の中性化深さの数値を用いて評価することとする。

表

(略)

(4) 長期優良住宅維持保全計画の認定を受けて住宅の維持保全を

の3の3—1 (4) ハ①b (i) の基準を適用しない。

①・② (略)

③ 鉄筋コンクリート造

評価方法基準第5の3の3—1 (4) ハ①aの基準を適用する場合にあつてはイに掲げる基準に適合し、評価方法基準第5の3の3—1 (4) ハ①bの基準を適用する場合にあつてはロに掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 次の(a) から(c) までの方法により確かめられたコンクリートの中性化深さ(以下「中性化深さ」という。)が、次の表の(イ) 項に掲げる築年数に応じ、耐力壁、柱又ははりの最小かぶり厚さのうち最も小さいものの数値が30mm以上40mm未満である場合は同表の(ろ) 項(イ) 項に掲げる数値を、40mm以上である場合は同表の(ろ) 項(ハ) 項に掲げる数値を超えないこと。ただし、建築時に一定の品質管理がなされていると認められるときは、同表の(ろ) 項(イ) 項に代えて同表の(ろ) 項(ロ) 項を、同表の(ろ) 項(ハ) 項に代えて同表の(ろ) 項(ニ) 項を用いることができる。

(a) (略)

(b) 採取方法

供試体等の採取の方法は、日本工業規格 A1107に規定する方法又はこれと同等と認められる方法によること。

(c) 測定方法

中性化深さの測定方法は、日本工業規格 A1152に規定する方法又はこれと同等と認められる方法によること。なお、測定結果のうち、中性化が最も進行している箇所の中性化深さの数値を用いて評価することとする。

表

(略)

(新設)

行おうとする場合の基準（以下「既存基準」という。）

次の①から③までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合すること。

① 平成21年6月3日以前に新築し、又は平成28年3月31日以前に増築し、若しくは改築した住宅（③に該当するものを除く。）増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請が平成28年4月1日にされていたならば適用された（3）に掲げる基準に適合すること。

② 平成21年6月4日以後に新築した住宅（当該新築した日以後、増築し、又は改築していないものに限る。以下同じ。）当該新築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされていたならば適用された（2）に掲げる基準に適合し、かつ、次のイからハまでに掲げる認定対象建築物の構造の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合すること。

イ 木造

評価方法基準第5の3の3—1（4）イ①bに掲げる基準に適合していること。

ロ 鉄骨造

評価方法基準第5の3の3—1（4）ロ①bに掲げる基準に適合していること。

ハ 鉄筋コンクリート造

評価方法基準第5の3の3—1（4）ハ①cに掲げる基準に適合していること。

③ 平成28年4月1日以後に増築し、又は改築した住宅 当該増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされていたならば適用された（3）に掲げる基準に適合すること。

2. 耐震性

(1) (略)

(2) 新築基準

次の①から⑤までのいずれかに定めるところにより、基準に適合

2. 耐震性

(1) (略)

(2) 新築基準

次の①から③までのいずれかに定めるところにより、基準に適合

すること。

① (略)

② 評価方法基準第5の1の1—1(3)ロによる場合
認定対象建築物のうち、建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の認定対象建築物について、次のイ又はロのいずれかの基準に適合すること。

イ 評価方法基準第5の1の1—1(3)の等級2又は等級3の基準に適合すること。

ロ 建築基準法施行令第82条に規定する保有水平耐力計算により評価方法基準第5の1の1—1(3)の等級1の基準に適合することが確認された鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物であり、当該建築物の各階の張り間方向及びびけた行方向について、それぞれ次の(a)又は(b)のいずれかに適合するものであること。

(a) 次に掲げる基準に適合すること。

(i) 各階のDsの数値(建築基準法施行令第82条の3第2号に規定するDsの数値をいう。(b)において同じ。)が、当該階が鉄筋コンクリート造の場合にあつては0.3、鉄骨鉄筋コンクリート造の場合にあつては0.25であること。

(ii) 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)によつて地上部分の各階に生ずる応答変位の当該階の高さに対する割合(構造躯体の損傷抑制性能を適切に評価できる方法と認められる方法により確かめられたものに限る。)が1/75以下であること。

(b) 各階のDsの数値が、当該階が鉄筋コンクリート造の場合にあつては0.55、鉄骨鉄筋コンクリート造の場合にあつては0.5であること。

③ 評価方法基準第5の1の1—1(3) ハからチまで(ホ及びビへ①bを除く。)による場合

すること。

① (略)

(新設)

② 評価方法基準第5の1の1—1(3) ロからチまでによる場合
認定対象建築物のうち、建築基準法第20条第1項第1号に規定す

認定対象建築物のうち、建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の認定対象建築物について、評価方法基準第5の1の1—1(3)の等級2又は等級3の基準に適合すること。

- ④ 評価方法基準第5の1の1—1(3)ホ又はへ①bによる場合
認定対象建築物のうち、建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の認定対象建築物について、評価方法基準第5の1の1—1(3)の等級3の基準に適合すること。この場合において、当該認定対象建築物が評価方法基準第5の1の1—1(3)ホ①の表3の令第43条第1項の表の(二)に掲げる建築物の項に掲げるものであつて、当該認定対象建築物の屋根に再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。)の利用に資する設備を設ける場合にあつては、評価方法基準第5の1の1—1(3)ホ①の表3において、令第43条第1項の表の(一)又は(三)に掲げる建築物の項に掲げるものとみなすこととする。

⑤ (略)

(3) (略)

(4) 既存基準

次の①から③までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合すること。

- ① 平成21年6月3日以前に新築し、又は平成28年3月31日以前に増築し、若しくは改築した住宅(③に該当するものを除く。)増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請が平成28年4月1日にされていたならば適用された(3)に掲げる基準に適合すること。
- ② 平成21年6月4日以後に新築した住宅 当該新築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされていたならば適用された(2)に掲げる基準に適合し、かつ、評価方法基準第5の1の1—1(4)ロ又は1—3(4)ロ及びびへに掲げる基準に適合するこ

る建築物以外の認定対象建築物について、評価方法基準第5の1の1—1(3)の等級2又は等級3の基準に適合すること。

(新設)

③ (略)

(3) (略)

(新設)

と。

③ 平成28年4月1日以後に増築し、又は改築した住宅 当該増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされたならば適用された(3)に掲げる基準に適合すること。

3. 可変性

(1) (略)

(2) 新築基準

認定対象住戸について、評価方法基準第5の4の4ー4(3)イ①及び②に定められた躯体天井高が2,650mm以上であること。ただし、認定対象住戸が区分所有住宅(法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。以下同じ。)以外の共同住宅又は長屋である場合は、躯体天井高及び専用配管の設置が可能な床下空間その他の当該認定対象住戸の可変性の確保に有効な空間の高さの合計が2,650mm以上であること。

(3) (略)

(4) 既存基準

次の①から③までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合すること。

① 平成21年6月3日以前に新築し、又は平成28年3月31日以前に増築し、若しくは改築した住宅(③に該当するものを除く。)増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請が平成28年4月1日にされていたならば適用された(3)に掲げる基準に適合すること。

② 平成21年6月4日以後に新築した住宅 当該新築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされていたならば適用された(2)に掲げる基準に適合すること。

③ 平成28年4月1日以後に増築し、又は改築した住宅 当該増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされたならば適用された(3)に掲げる基準に適合すること。

4. 維持管理・更新の容易性

3. 可変性

(1) (略)

(2) 新築基準

認定対象住戸について、評価方法基準第5の4の4ー4(3)イ①及び②に定められた躯体天井高が2,650mm以上であること。

(3) (略)

(新設)

4. 維持管理・更新の容易性

(1) 適用範囲

全ての住宅に適用する。ただし、(2)②及び③並びに(3)②及び③((4)において適用する場合を含む。)については、一戸建ての住宅には適用しない。

(2) 新築基準

次に掲げる基準に適合すること。ただし、共用配管について、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあつては、当該共用配管に評価方法基準第5の4の4—2(3)イ⑦及び4—3(3)イ①dの基準を適用せず、区分所有住宅以外の共同住宅等であつて、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあつては、評価方法基準第5の4の4—1(3)イ③の基準を適用せず、かつ、4—2(3)イ⑥中「人通孔その他当該配管に人が到達できる経路(専用部分に立ち入らないで到達できるものに限る。)」とあるのは「人通孔その他当該配管に人が到達できる経路」と、4—3(3)イ①c中「人通孔その他当該配管に人が到達できる経路(専用部分に立ち入らないで到達できるもの)に限り、共用部分の仕上げ材等の軽微な除去を伴い到達できるものを含む。)」とあるのは「人通孔その他当該配管に人が到達できる経路(共用部分の仕上げ材等の軽微な除去を伴い到達できるものを含む。)」とする。

①～③ (略)

(3) 増改築基準

次に掲げる基準に適合すること。ただし、専用配管及び共用配管について、現状支障なく使用できている場合で、長期優良住宅建築等計画に評価方法基準第5の4の4—1(3)イ①及び②、4—2(3)イ①及び②並びに4—3(3)イ①a及びbの基準に適合するよう将来更新することを記載する場合にあつては、当該専用配管及び共用配管に当該基準は適用せず、共用配管について、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあつては、当該共用配管に評価方法基準第5の4の4—2(3)イ⑦及び4

(1) 適用範囲

全ての住宅に適用する。ただし、(2)②及び③並びに(3)②及び③については、一戸建ての住宅には適用しない。

(2) 新築基準

次に掲げる基準に適合すること。ただし、共用配管について、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあつては、当該共用配管に評価方法基準第5の4の4—2(3)イ⑦及び4—3(3)イ①dの基準を適用しない。

①～③ (略)

(3) 増改築基準

次に掲げる基準に適合すること。ただし、専用配管及び共用配管について、現状支障なく使用できている場合で、長期優良住宅建築等計画に評価方法基準第5の4の4—1(3)イ①及び②、4—2(3)イ①及び②並びに4—3(3)イ①a及びbの基準に適合するよう将来更新することを記載する場合にあつては、当該専用配管及び共用配管に当該基準は適用せず、共用配管について、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあつては、当該共用配管に評価方法基準第5の4の4—2(3)イ⑦及び4

— 3 (3) イ①dの基準は、適用せず、区分所有住宅以外の共同住宅等であつて、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられていない場合には、評価方法基準第5の4の4—1(3)イ③の基準を適用せず、かつ、4—2(3)イ⑥中「人通孔その他当該配管に人が到達できる経路(専用部分に立ち入らないで到達できるものに限る。)」とあるのは「人通孔その他当該配管に人が到達できる経路」と、4—3(3)イ①e中「人通孔その他当該配管に人が到達できる経路(専用部分に立ち入らないで到達できるものに限る。共用部分の仕上げ材等の軽微な除去を伴い到達できるものを含む。)」とあるのは「人通孔その他当該配管に人が到達できる経路(共用部分の仕上げ材等の軽微な除去を伴い到達できるものを含む。)」とする。

①～③ (略)

(4) 既存基準

次の①から③までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合すること。

① 平成21年6月3日以前に新築し、又は平成28年3月31日以前に増築し、若しくは改築した住宅(③に該当するものを除く。)

増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請が平成28年4月1日にされていたならば適用された(3)に掲げる基準に適合すること。この場合において、(3)中「長期優良住宅建築等計画に」とあるのは「長期優良住宅維持保全計画に」とする。

② 平成21年6月4日以後に新築した住宅 当該新築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされていたならば適用された(2)に掲げる基準に適合し、かつ、次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

イ 評価方法基準第5の4の4—1(4)イ②の基準に基準に適合すること。ただし、専用配管のうちガス管に係るものを除く。

— 3 (3) イ①dの基準は、適用しない。

①～③ (略)

(新設)

ロ 評価方法基準第5の4の4—2 (4) イ②の基準に適合すること。ただし、専用配管のうちガス管に係るものを除く。

ハ 評価方法基準第5の4の4—3 (4) イ①bの基準に適合すること。

③ 平成28年4月1日以後に増築し、又は改築した住宅 当該増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされたならば適用された(3)に掲げる基準に適合すること。この場合において、(3)中「長期優良住宅建築等計画に」とあるのは「長期優良住宅維持保全計画に」とする。

5. 高齢者等対策

(1) ~ (3) (略)

(4) 既存基準

次の①から③までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合すること。

① 平成21年6月3日以前に新築し、又は平成28年3月31日以前に増築し、若しくは改築した住宅(③に該当するものを除く。)

増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請が平成28年4月1日にされていたならば適用された(3)に掲げる基準に適合すること。

② 平成21年6月4日以後に新築した住宅 当該新築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされたならば適用された(2)に掲げる基準に適合し、かつ、評価方法基準第5の9の9—2(4)イ②に掲げる基準に適合すること。この場合において、評価方法基準第5の9の9—2(4)イ①中「(3)イ」とあるのは「(3)ハ」とする。

③ 平成28年4月1日以後に増築し、又は改築した住宅 当該増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされたならば適用された(3)に掲げる基準に適合すること。

6. 省エネルギー対策

5. 高齢者等対策
(1) ~ (3) (略)
(新設)

6. 省エネルギー対策

(1) (略)

(2) 新築基準

評価方法基準第5の5の5—1(3)の等級5の基準に適合し、かつ、次の①又は②のいずれかに適合すること。

① 評価方法基準第5の5の5—2(3)の等級6の基準に適合すること。

② 共同住宅等であつて、次のイ又はロに掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該共同住宅等の各住戸の設計一次エネルギー消費量(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)の合計((a) に定める方法により算出した数値をいう。)が、当該各住戸の基準一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)の合計((b) に定める方法により算出した数値をいう。)を超えないこと。

(a) 当該共同住宅等の各住戸の設計一次エネルギー消費量の合計は、評価方法基準第5の5の5—2(2)イ①に定める方法により算出した各住戸の設計一次エネルギー消費量(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)

第4条第1項に規定するエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量のうち、太陽光発電設備による設計一次エネルギー消費量の削減量を除いて求めるものとする。)を合計した数値とする。

(b) 当該共同住宅等の各住戸の基準一次エネルギー消費量の合計は、評価方法基準第5の5の5—2(2)イ②に定める方法により算出した各住戸の基準一次エネルギー消費量を合計した数値とする。この場合において、 R_E (評価方法基準第5の5の5—2(2)イ②に定める数値をいう。以下同じ。)は0.8とする。

(1) (略)

(2) 新築基準

評価方法基準第5の5の5—1(3)の等級4の基準に適合すること。

ロ 当該共同住宅等の各住戸及び共用部分（このロにおいて「住宅用途部分」という。）の設計一次エネルギー消費量の合計（（a）に定める方法により算出した数値をいう。）が、住宅用途部分の基準一次エネルギー消費量の合計（（b）に定める方法により算出した数値をいう。）を超えないこと。

（a） 住宅用途部分の設計一次エネルギー消費量の合計は、イ（a）により算出した数値と基準省令第4条第4項に定める方法により算出した共用部分の設計一次エネルギー消費量（同令第2条第1項に規定するエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量のうち、太陽光発電設備による設計一次エネルギー消費量の削減量を除いて求めるものとする。）とを合計した数値とする。

（b） 住宅用途部分の基準一次エネルギー消費量の合計は、イ（b）に定める方法により算出した数値と基準省令第5条第4項に定める方法により算出した共用部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。この場合において、基準省令第5条第4項において準用する同令第3条中「 $E_{st} = (E_{SNC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{st} = \{ (E_{SNC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とする。

（3） 増改築基準

次の①又は②のいずれかに適合すること。

① 評価方法基準第5の5の5—1（4）の等級4の基準に適合すること。ただし、増築又は改築をしない部分については、評価方法基準第5の5の5—1（4）ハ④の基準は、適用しない。

② 評価方法基準第5の5の5—1（4）の等級3の基準に適合し、かつ、次のイ又はロのいずれかに適合すること。ただし、増築又は改築をしない部分については、評価方法基準第5の5の5—1（4）ハ⑤の基準は、適用しない。
イ 評価方法基準第5の5の5—2（4）の等級4の基準に適合すること。

（3） 増改築基準

次の①又は②のいずれかに適合すること。

① 評価方法基準第5の5の5—1（4）の等級4の基準に適合すること。ただし、増築又は改築をしない部分については、評価方法基準第5の5の5—1（4）ハ②の基準は、適用しない。

② 評価方法基準第5の5の5—1（4）の等級3及び5—2（4）の等級4の基準に適合すること。ただし、増築又は改築をしない部分については、評価方法基準第5の5の5—1（4）ハ③の基準は、適用しない。

ロ 共同住宅等であつて、次の (a) 又は (b) に掲げる基準に適合し、かつ、評価方法基準第5の5の5—2 (4) ハ⑤に掲げる基準に適合すること。

(a) ②イに掲げる基準に適合すること。この場合において、 R_{E1} は1.0とする。

(b) ②ロに掲げる基準に適合すること。この場合において、(2) ②ロ (a) 中「設計一次エネルギー消費量 (同令第2条第1項に規定するエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量のうち、太陽光発電設備による設計一次エネルギー消費量の削減量を除いて求めるものとする。)」とあるのは「設計一次エネルギー消費量」と、(2) ②ロ (b) 中「合計した数値とする。この場合において、基準省令第5条第4項において準用する同令第3条中「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_n) \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_n \} \times 10^{-3}$ 」とする。」とあるのは「合計した数値とする。」とする。

(4) 既存基準

次の①から④までに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準に適合すること。

① 平成21年6月3日以前に新築し、又は平成28年3月31日以前に増築し、若しくは改築した住宅 (④に該当するものを除く。) 増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請が平成28年4月1日にされていたならば適用された (3) に掲げる基準に適合すること。

② 平成21年6月4日から令和4年9月30日までに新築した住宅 (当該新築した日以後、増築し、又は改築していないものに限る。) 当該新築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされていたならば適用された (2) に掲げる基準に適合し、かつ、評価方法基準第5の5の5—1 (4) ニに掲げる基準に適合すること。

(新設)

<p>③ 令和4年10月1日以後に新築した住宅（当該新築した日以後、増築し、又は改築していないものに限る。） 当該新築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされたならば適用された（2）に掲げる基準に適合し、かつ、評価方法基準第5の5の5—1（4）ニ及び5—2（4）イ②に掲げる基準に適合すること。</p> <p>④ 平成28年4月1日以後に増築し、又は改築した住宅 当該増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請がされたならば適用された（3）に掲げる基準に適合すること。</p> <p>第4 維持保全の方法の基準</p> <p>規則第5条に規定する認定対象建築物の維持保全の方法の基準は、次に掲げるところにより、点検の時期及び内容が<u>長期優良住宅建築等計画</u>に定められていることとする。</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. <u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更があった場合に、必要に応じて維持保全の方法を変更することとされていること。</p>	<p>第4 維持保全の方法の基準</p> <p>規則第5条に規定する認定対象建築物の維持保全の方法の基準は、次に掲げるところにより、点検の時期及び内容が<u>長期優良住宅建築等計画</u>に定められていることとする。</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. <u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更があった場合に、必要に応じて維持保全の方法を変更することとされていること。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和四年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3の1(2)及び(3)の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前にされた長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「長期優良住宅法」という。）第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請であつて、この告示の施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

3 令和五年三月三十一日以前にされた長期優良住宅法第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請（前項に規定するものを除く。）であつて、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。）第六条の二第五項の確認書若しくは住宅性能評価書（同条第一項の規定による求め（同条第二項の規定による住宅性能評価の申請と併せてするものを含む。）を施行日前にしたものに限る。）又はこれらの写しを添えてされたものについての認定の処分については、なお従前の例による。

4 この告示の施行の際現に長期優良住宅法第六条第一項の認定を受けている又は施行日以後に前二

項の規定によりなお従前の例によることとされる同条第一項の認定を受ける長期優良住宅建築等計画の変更については、なお従前の例による。

5 施行日前にされた住宅品質確保法第六条の二第一項の規定による求め（同条第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せてするものを含む。）であつて、この告示の施行の際、まだ長期使用構造等であるかどうかの確認がされていないものについての確認については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第八百三十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第七条の二第一項の規定に基づき、住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第三項の規定による確認のために必要な図書を定める件（令和三年国土交通省告示第千三百六十六号）の一部を次のように改正する。

令和四年八月十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

		第一 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七条の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）第六条の二第三項の規定による確認のために必要な図書は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請をする者にあつては次の表一の上欄に掲げるもの（長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成二十一年国土交通省告示第二百九号）第3の6(2)及び(3)②の基準に適合しようとするもの）として当該確認を行うことを求める場合は、次の表一及び表二の上欄に掲げるもの）とし、同条第六項又は第七項の規定による認定の申請をする者にあつては次の表一及び表三の上欄に掲げるもの（長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準第3の6(4)において適用する第3の6(2)及び(3)②の基準に適合しようとするもの）として当該確認を行うことを求める場合は、次の表一から表三までの上欄に掲げるもの）とし、当該図書においてはそれらの表の下欄に掲げる内容を明示するものとする。
図書の種類	明示すべき事項	
(略)	(略)	
状況調査書（増築若しくは改築しようとする住宅について法第六条の二第三項の規定によ	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果	

改正前

		第一 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七条の二第一項の住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）第六条の二第三項の規定による確認のために必要な図書は、次の表一の上欄に掲げるもの（長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成二十一年国土交通省告示第二百九号）第3の6(3)②の基準に適合しようとするもの）として当該確認を行うことを求める場合は、次の表一及び表二の上欄に掲げるもの）とし、当該図書においてはそれらの表の下欄に掲げる内容を明示するものとする。
図書の種類	明示すべき事項	
(略)	(略)	
状況調査書（増築又は改築しようとする住宅について法第六条の二第三項の規定による確	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果	

る確認を行うことを求めようとする場合又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五
 条第六項若しくは第七項の規定による認定の申請に係る住宅について法
 第六条の二第三項の規定による確認を行うことを求めようとする場合)

二 (略)

図書の種類	明示すべき事項
工事履歴書	新築、増築又は改築の時期及び増築又は改築に係る工事の内容

第二 第一の表一から表三までの上欄に掲げる図書に明示すべき事項を当該図書以外の図書に明示する場合においては、第一の規定にかかわらず、当該図書に当該事項を明示することを要しない。

第三 (略)

第四 規則第七条の二第一項に規定する変更確認(以下この第四において「変更確認」という。)をしようとする場合にあっては、法第六条の二第三項の規定による確認のために必要な図書は、第一の表一から表三までの上欄に掲げるもののほか、当該申請に係る同条第五項の確

認を行うことを求めようとする場合)

二 (略)
 (新設)

第二 第一の表一又は表二の上欄に掲げる図書に明示すべき事項を当該図書以外の図書に明示する場合においては、第一の規定にかかわらず、当該図書に当該事項を明示することを要しない。

第三 (略)

第四 規則第七条の二第一項に規定する変更確認をしようとする場合にあっては、法第六条の二第三項の規定による確認のために必要な図書は、第一の表一及び表二の上欄に掲げるもののほか、当該申請に係る法第六条の二第五項の確認書若しくは同項の住宅性能評価書又はこれ

認書若しくは同項の住宅性能評価書又はこれらの写しとする。ただし、変更確認の求めを当該求めに係る住宅の法第六条の二第三項の規定による確認を行った登録住宅性能評価機関と同一の登録住宅性能評価機関にしようとする場合にあっては、当該確認書若しくは当該住宅性能評価書又はこれらの写しは、変更確認のために必要なものではないものとする。

らの写しとする。

附 則

この告示は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十一号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

○国土交通省告示第八百三十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第七条の三の規定に基づき、住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書を定める件（令和三年国土交通省告示第千三百六十七号）の一部を次のように改正する。

令和四年八月十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

				<p>第一 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七条の三の住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請をする者にあつては次の表一の上欄に掲げるものとし、同条第六項又は第七項の規定による認定の申請をする者にあつては次の表二の上欄に掲げるもの（長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成二十一年国土交通省告示第二百九号）第3の6(4)において適用する第3の6(2)及び(3)②の基準に適合しようとするものとして当該確認を行うことを求める場合は、次の表二及び表三の上欄に掲げるもの）とし、当該図書においてはそれらの表の下欄に掲げる内容を明示するものとする。</p> <p>一</p>	
基礎伏図	断面図又は矩計図	各階平面図	仕様書（仕上げ表を含む。）	図書の種類	明示すべき事項
縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法	縮尺、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	点検口の位置	部材の種別、寸法及び取付方法		

改正前

				<p>第一 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七条の三の住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該図書においては同表の下欄に掲げる内容を明示するものとする。</p>	
基礎伏図	断面図又は矩計図	各階平面図	仕様書（仕上げ表を含む。）	図書の種類	明示すべき事項
縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法	縮尺、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	点検口の位置	部材の種別、寸法及び取付方法		
縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法				
各種計算書	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容				

小屋伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
各種計算書	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容

二

図書の種類	明示すべき事項
設計内容説明書	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別及び配管に係る外部の排水ますの位置
仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種別、寸法及び取付方法
各階平面図	縮尺、方位、間取り、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種別、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

図書の種類	三								
	工事履歴書	状況調査書	各種計算書	各部詳細図	小屋伏図	各階床伏図	基礎伏図	断面図又は矩計図	二面以上の立面図
明示すべき事項	新築、増築又は改築の時期及び増築又は改築に係る工事の内容	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果	当該計算の内容	構造計算その他の計算を要する場合における	縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種類及び寸法	縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法	縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法並びに床下換気孔の寸法	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びびさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	縮尺並びに小屋裏換気孔の種類、寸法及び位置

配置図	空気調和設備等（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定する空気調和設備等をいう。）及び当該空気調和設備等以外のエネルギー消費性能（同号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置
仕様書（仕上げ表を含む。）	エネルギー消費性能向上設備の種別
各階平面図	各室の名称、用途及び寸法並びに設備の位置
用途別床面積表	用途別の床面積
二面以上の立面図	外壁、開口部及びエネルギー消費性能向上設備の位置
機器表	エネルギー消費性能向上設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

第二 第一の表一から表三までの上欄に掲げる図書に明示すべき事項を当該図書以外の図書に明示する場合には、第一の規定にかかわらず、当該図書に当該事項を明示することを要しない。

第三 (略)

<p>第二 第一の表の上欄に掲げる図書に明示すべき事項を当該図書以外の図書に明示する場合には、第一の規定にかかわらず、当該図書に当該事項を明示することを要しない。</p> <p>第三 (略)</p>

附 則

この告示は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十一号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

○国土交通省告示第八百三十六号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第五条の規定に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容を次のように定める。

令和四年八月十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第五条の二に規定する認定対象建築物（認定対象住戸（共同住宅等に含まれる一の住戸であつて、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）第六条第一項の認定の対象となるものをいう。）を含む建築物をいう。）の法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるところにより、点検の時期及び内容がマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の八に規定する認定管理計画に定められていることとする。

- 一 法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分について、点検の対象となる部分の仕様に応じた点検の項目及び時期が定められたものであること。
- 二 一の点検の時期が、それぞれ認定対象建築物の建築の完了又は直近の点検、修繕若しくは改良から十年を超えないものであること。
- 三 点検の結果を踏まえ、必要に応じて、改良を行うこととされていること。
- 四 地震時及び台風時に臨時点検を実施することとされていること。

附 則

この告示は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十一号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

